

法令	成年等	定義	
民法	成年	20歳	
公職選挙法	選挙権	18歳 (検察審査会、民生委員、人権擁護委員及び裁判員については、 当分の間、成年(20歳)に達した者であることが要件として残 された。)	
	被選挙権	衆議院議員	25歳以上
		参議院議員	35歳以上
		都道府県の議会の議員	25歳以上
		都道府県知事	35歳以上
		市町村の議会の議員	25歳以上
		市町村長	25歳以上
住民投票条例	投票権	18歳以上	
	請求権	18歳以上	

< 年少者の保護の観点から規定されたもの >

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)	条約の適用対象とされる児童	18歳未満
児童福祉法	児童の定義	18歳未満
	(小児慢性特定疾病については20歳未満まで対象)	
児童扶養手当法、厚生年金保険法等	支給対象児童、加算対象児童	18歳に達した日以後最初の 3月31日が終了するまで (高校を卒業するまで。一定 の障がい有する場合は20 歳まで。)
労働基準法	原則使用禁止となる児童	15歳に達した日以後最初の 3月31日が終了するまで (中学校を卒業するまで)
	深夜業の禁止等	18歳未満
少年法	刑事処分の対象	14歳以上
	成人と同等の刑罰	18歳以上
未成年者飲酒禁止法	飲酒の禁止	20歳未満
未成年者喫煙禁止法	喫煙の禁止	20歳未満
道路交通法	保護対象の幼児・児童	13歳未満